

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業所様へ

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業所様へ資金調達、補助金申請、助成金申請、給付金申請などに係る支援をさせていただきます。新型コロナウイルス感染対策の為、別紙の相談シートにてご連絡いただくか、電話にてご相談下さい。もちろん相談については、秘密は厳守します。

(1) 資金調達を支援します。

新型コロナウイルス対策マル経融資【拡充】

【対象】 新型コロナウイルスの影響を受け、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して、
▲5%以上減少している小規模事業者の方
【期間】 運転7年、設備10年以内 【据置】 運転3年、設備4年
【融資限度額】 別枠1,000万円 (マル経の従来枠2,000万別途)
【金利】 経営改善利率1.21% (令和2年4月1日時点) より当初3年間、▲0.9%引下げ

新型コロナウイルス感染症特別貸付

【対象】 新型コロナウイルスの影響を受け直近1か月売上高が▲5%以上減少した事業者かつ中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる事業者
【融資上限額】 中小事業 3億円、国民事業 6,000万円
【金利】 当初3年間基準金利▲0.9%
【期間】 設備20年、運転15年以内 【据置】 設備運転とも5年以内

特別利子補給制度 (実質無利子)

【対象】 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」借入を行った中小企業者
① 個人事業主 : 要件なし ② 小規模事業者 (法人事業者) : 売上高▲15%減少
③ 中小企業者 : 売上高▲20%減少
※ 小規模要件 ・ 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下 【利子補給】 期間 : 借入後当初3年間

積立元本を担保とした借入

- 倒産防止共済【セーフティ貸付の要件緩和】
- 小規模企業共済緊急経営安定貸付

(2) 補助金申請【設備投資・販路開拓】を支援します【下線部】 拡充されております。

ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小1/2、小規模2/3

【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小2/3、小規模2/3

【2次締切】：令和2年5月20日

「持続化補助金」

小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援。

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3

<取組例> チラシ作成、webページ作成、商談会への参加、店舗改装 等

【2次締切】：令和2年6月5日

「コロナ持続化補助金」【特別対応型】 5月1日より公募開始見込み

想定される活用例：店内飲食のみであった飲食店が出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成。

【特別枠】 補助上限：100万円 補助率：2/3

【1次締切】：令和2年5月15日

「IT 導入補助金」

IT ツール導入による業務効率化等を支援。

補助限：30万～450万円以上

補助率 通常枠 1/2 以内 特別枠 2/3 タブレット端末などのレンタルも対象に

想定される活用例：在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する。

【1次締切】：令和2年6月末予定

(3) 助成金申請支援 休業補償【経営環境整備】

【雇用調整助成金の特例措置】 4月25日発表拡大措置の詳細は5月上旬発表。

新型コロナウイルスの影響で、事業主が労働者に一時的に休業、教育訓練又は出向を行い雇用維持を図った場合に助成。

助成内容と受給できる金額

中小企業 4/5 中小企業以外 2/3

教育訓練時加算額 2,400円(1人1日当たり)

支給限度日数 1年間で100日+(3年間で150日)

【令和2年6月30日まで延長】

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルスで小学校等が臨時休業した場合、その保護者である労働者に労働基準法上の有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業所に助成。

【支給額】 日あたり8,330円日額上限。

【適用日】 令和2年2月27日～6月30日まで

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

【支給額】 就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)

(4) 給付金・支援金 申請

持続化給付金

【対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で▲50%以上減少している者。
2020年1月～12月までの売上が対象です。

【給付額】 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

【提出書類】 身分証明書、確定申告書、試算書、帳簿等。減収月の事業収入額を示した試算書、帳簿等（様式は問わず。） コロナ感染対策防止のため、ウェブページ開設にて電子申請。

【令和3年1月15日まで】

休業要請支援金

【対象】 大阪府内に主たる事業所有り、大阪府から要請を受け、令和2年4月21日から5月6日まで、施設を全面的に休業する事業者であり、令和2年4月の売上が対前年▲50%以上減少していること。

【支給額】 中小企業、小規模事業主 100万、個人事業主 50万（府と市町村で1/2ずつ負担）

【令和2年4月27日から5月31日まで】

(5) その他相談

確定申告 コロナウイルス感染のご影響がありました事業所様につきましては、4月17日以降も確定申告相談を受付させていただいております。

詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報や電話で問い合わせたり、給付金等の相談について電話等で勧誘することはありません、怪しいお電話にはくれぐれもご注意下さい。

令和2年度補正予算成立前提としている事業を含んでおりますため変更される部分がございます。

申請につきまして、商工会にて無料で申請相談いただけます。

豊能町商工会 大阪府豊能郡豊能町余野1008番地
TEL072-739-1647 FAX072-739-2285
toyono@gold.ocn.ne.jp <http://toyono-sci.com/>